総合特別区域の進捗に係る事後評価［アジア拠点化・国際物流分野］

平成28年度

正
準

ながさき海洋・環境産業拠点特区［指定：平成25年2月、認定：平成25年11月］

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ)＋ⅱ)の平均値　(4.7＋47)／2＝4.7　**4.7**

ⅰ)取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	県内造船所による高付加価値船・省エネ船の建造量	104%	5
2	県内造船所によるバラスト水処理装置の取扱件数	88%	4
3	県内造船所等が建造に携わったあるいは県内に設置された海洋再生可能エネルギー利用発電設備の総設備容量	150%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×2＋4×1＋3×0＋2×0＋1×0)／3＝4.7　**4.7**

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ)取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　**4.7**

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ⅰ)、ⅱ)、ⅲ)の平均値　(3.0＋2.0＋3.8)／3＝2.9　**2.9**

ⅰ) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置

（事項）
同一特定倉庫内での保税工場の指定による物流コストの削減
（概要）
平成28年度は客船工程遅れに伴う屋内保管場所不足により、活用することができなかった。

（事項）
保税地域における蔵置期間の延長による物流コストの削減
（概要）
平成28年度は蔵置延長する品目はなかったが、該当案件が出てきたら即適用する。

（事項）
本工場と飛び地工場間の公道輸送に係る特例措置
（概要）
基準緩和認定申請書（道路運送車両の保安基準第55条関係）申請回数2回/年

専門家による評価の平均値　**3.0**

ⅱ) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　**2.0**

ⅲ) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値　**3.8**

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））

3.8

・IMOでのバラスト水管理条約批准の遅れに加え，造船所での事故や客船建造での大幅赤字など，逆風の強い中で，よく成果を出していると評価できる。

・バラスト水処理装置の取扱件数については、今後は、既存船への設置をどれだけ取り込めるかが鍵を握ると思われ、いかに技術の優位性をアピールして成果につなげられるかが目標達成の可否を左右すると考えられる。

・海洋エネルギー実用化の取り組みについては、実証実験から商用化に向けた取り組みが着実に進められたプロジェクトがあることや、国内外からの事業者に対するプロジェクト誘致の取り組み、地域協議会メンバーによる個別プロジェクトの進展など、多面的な取り組みが実績を上げている点が評価できる。今後は、他地域との競争も視野に、本特区の優位性を見極める必要がある。

・地域独自の取組が多数行われていることは評価できるが、特区との関連が見えにくいものもある。特区との関連が明確なものに絞って報告すること、関連の見えにくいものについては明確になるような説明があると良い。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値　3.8

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算（4.7＋2.9＋3.8×2）／4＝3.8

3.8

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。